

## 契約書読み替え確認書（例）

### 介護保険法の改正に伴う文言の読み替えについて

介護保険法第115条の45の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、契約書及び重要事項説明書中に「介護予防訪問介護」とあるのは「第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）」に、「介護予防通所介護」とあるのは、「第1号通所事業（介護予防通所介護相当）」と読み替える。

上記のとおり契約書及び重要事項説明書の文言を読み替えることを確認します。

平成 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

本人との続柄

事業所 住所

事業所（法人）名

代表者職・氏名

印

※契約書等の内容によっては、文面案をそのまま用いることができない場合があります

※文面案の例示でありますので、この文面により生じた損害を豊山町が負担するものではありません。